

平成30年度

事務事業評価表 A (平成29年度の実績評価)

記入年月日
平成 30 年 4 月 20 日

Table with columns for 事務事業名, 事業区分, 担当, 政策体系, 予算科目, 法令根拠. Includes details for '社会福祉法人の実地検査及び定款変更事務' and '社会福祉法'.

(Do) 1. 事務事業の現状把握 (その1)

Table with 2 columns: ①事務事業の概要 (事務事業の全体像) and ②担当が行う業務の内容・やり方・手順. Includes text about '茨城県からの権限移譲事務' and '社会福祉法人の実地検査'.

(2) 事務事業の手段・対象・意図と各指標、指標値の推移

Table with columns for ①手段, ②対象, ③意図, and ④-⑥指標. Includes data for '社会福祉法人一般検査実施施設数' and '定款変更を実施した件数'.

(3) 投入量 (事業費) の推移

Table showing cost breakdown by source (国庫支出金, 県支出金, etc.) and personnel costs (正規職員従事人数, 人件費計).

Table for '事業費の内訳' showing 29年度実績 (千円) and 30年度事業費 予算 (千円) with a total of 0.

(4) 当該年度の実施内容

Table for '実施内容' with columns for 30年度, 31年度, and 32年度の事業内容. Includes a list of activities like '主要事業', '市長マニフェスト', etc.

事務事業名	社会福祉法人の実地検査及び定款変更事務（障害	事務事業No.	10502000924	所属課	社会福祉課
-------	------------------------	---------	-------------	-----	-------

【Do】 1. 事務事業の現状把握（その2）

(5) この事務事業を開始したきっかけは、いつ頃どんな経緯で開始されたのか？ 開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？ 茨城県からの権限移譲事務で平成25年度から社会福祉法人本部の所在地が桜川市にあり、法人の行う事業が桜川市の区域を超えない法人の実地検査及び定款変更の認可事務を実施することになる。	
(6) この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者）からどんな意見や要望が寄せられているか？ 特になし	
(7) 前回の事務事業評価に対する改革・改善の具体的内容	
改革改善を行う	法人の実地検査など専門性が問われる事業であり、研修を受けたり、関係課が連携し、スキルアップを図る等の取り組みが必要であると思われる。

【See】 2. 評価の部 *原則は事前評価。

評 価 項 目	
目的 妥当性	①政策体系との整合性（この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？） <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている 社会福祉法・社会福祉法施行規則・定款準則・定款施行規則等を根拠として行うものであり、実施義務の事業であり、結びついている。
	②公共関与の妥当性（なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？）（法定受託事業はその名称） <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である 社会福祉法人の実地指導は、所轄庁となる市が行うものである。また、定款変更についても、所轄庁となる市が承認することにより、効力を有するものである。
有効性	③成果の向上余地（成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？） <input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がある 社会福祉法人の種類（障害・児童・介護等）によって担当する課が、実地指導を行っている。担当者間で研修を行い、実地検査の質を高めていく必要がある。
	④廃止・休止の成果への影響（事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？） <input checked="" type="checkbox"/> 影響有 社会福祉法人の運営や経営等が適正に行われているかの実地検査や定款変更の承認がされないこととなり、不正事案の防止や安定したサービスの提供が確保されず、利用である市民に対するサービスの質の確保が脅かされることが想定される。
	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性（類似事業や統廃合の可能性はありますか？（市以外の取り組みも含む）） （他に手段がある場合）⇒ 具体的な手段、事務事業名 <input checked="" type="checkbox"/> 余地がない 他に手段がない。
効率性	⑥事業費・人件費の削減余地（成果を下げずに事業費を削減できないか？やり方を工夫して延べ業務事業を削減できないか？） <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がある 職員の人件費のみのため、事業費はない。専門性のある事業のため研修を行うなどし、提出資料の事前確認、実地検査において、人件費を削減する余地はあると思われる。
公平性	⑦受益機会・費用負担の適正化余地（事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？） <input checked="" type="checkbox"/> 公正・公平である 広く市民が安心した生活を送ることのできる福祉サービスの提供につながるものであり、公正・公平である。

【Plan】 3. 評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）

(1) 1次評価者としての評価結果		(2) 全体総括（振り返り、反省点）																								
①目的妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり ②有効性 <input type="checkbox"/> 適切 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し余地あり ③効率性 <input type="checkbox"/> 適切 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し余地あり ④公平性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり	⇒	平成28年度に社会福祉法の改正があり、各社会福祉法人で定款変更を行った。平成29年4月からの定款に基づく運用が始まっている。社会福祉法人には社会福祉協議会の他、障害者施設、児童福祉施設、介護福祉施設があり、関係課がそれぞれに実地検査・定款変更事務を行っている状況である。																								
(3) 今後の事業の方向性		(4) 改革・改善による期待成果（終了・廃止・休止の場合は記入不要）																								
<input type="checkbox"/> 終了 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/> 改革改善を行う <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止		（複数回答可） <input type="checkbox"/> 目的の再設定 <input checked="" type="checkbox"/> 効率性の改善 <input checked="" type="checkbox"/> 有効性の改善 <input type="checkbox"/> 公平性の改善 <input type="checkbox"/> 統廃合ができる <input type="checkbox"/> 連携ができる																								
(5) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策		<table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> <tr> <th rowspan="3">成果</th> <th>向上</th> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <th>維持</th> <td></td> <td></td> <td>×</td> </tr> <tr> <th>低下</th> <td></td> <td></td> <td>×</td> </tr> </table>				コスト					削減	維持	増加	成果	向上		○		維持			×	低下			×
		コスト																								
		削減	維持	増加																						
成果	向上		○																							
	維持			×																						
	低下			×																						
平成28年度に社会福祉法の改正があり、各社会福祉法人で定款変更を行った。平成29年4月からの定款に基づく運用が始まっている。社会福祉法人には社会福祉協議会の他、障害者施設、児童福祉施設、介護福祉施設があり、関係課がそれぞれに実地検査・定款変更事務を行っている状況であるが、根拠法令等の違いもあり、関係課で同時に実施したり、一課で実施することは困難な状況である。		(6) 事務事業優先度評価結果																								
		成果優先度評価結果 コスト削減優先度評価結果																								

【Check】 4. 確認及び改革改善に向けての指摘事項

(1) 課長評価	(2) 部長確認及び評価（課長評価により、C、D判定及び確認が必要な場合）
課長確認後の評価 <input type="checkbox"/> A：継続（現状維持） <input type="checkbox"/> B：継続（改革改善を行う） <input type="checkbox"/> C：終了、廃止、休止 <input type="checkbox"/> D：2次評価へ提出	確認欄 <input type="checkbox"/>